

アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則の一部改正案の概要

1. 現行制度における輸入規制の概要

(1) 植物防疫法(昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。)第 7 条第 1 項は、何人も、同項各号に掲げる輸入禁止品を輸入してはならない旨規定しており、具体的な輸入禁止品として、同項第 1 号においては、農林水産省令で定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物で、農林水産省令で定めるものを規定している。

(2) 当該規定を受け、植物防疫法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。)第 9 条第 1 号は、規則別表 2 において輸入を禁止する地域及び植物を定める旨を規定している。

現在、アメリカ合衆国から発送され、又は当該地域を経由したばれいしょ生塊茎については、アメリカ合衆国において検疫有害動植物であるジャガイモシストセンチュウ及びジャガイモシロシストセンチュウの発生が確認されていることから、規則別表 2 の 10 及び 11 の項において輸入禁止品として位置付けた上で、同表の付表により、農林水産大臣が定める基準に適合しているものに限り、輸入を認めている。

(3) 農林水産大臣が定める基準として、アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に係る植物検疫の実施について平成 18 年 2 月 1 日農林水産省告示を定め、また、その細則として「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」(平成 18 年 2 月 1 日付け 17 消安第 10801 号消費・安全局長通達。以下「実施細則」という。)を定め、アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎の輸入期間は 2 月～ 7 月に、また、輸入されたばれいしょ生塊茎の隔離保管期間(注)は 2 ヶ月間に限定してきた。

(注) 輸入後直ちに加熱加工処理施設で処理できないときは隔離保管施設に搬入

2. 改正の趣旨及び内容

(1) 平成 29 年、アメリカ合衆国は我が国に対し、実施細則で規定しているアメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎の輸入期間及び隔離保管期間の制限の撤廃を要請した。

(2) これを受けて検討したところ、これらを撤廃しても、ジャガイモシストセンチュウ及びジャガイモシロシストセンチュウの我が国への侵入リスクは引き続き無視できるほど低いことが確認できた。

(3) このため、アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎の輸入期間及び隔離保管期間の制限を撤廃することとし、実施細則に定めるこれら期間に係る規定を削除することとする。

3. 施行期日

公布の日